

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月26日（令和5年（行情）諮問第956号）

答申日：令和6年11月27日（令和6年度（行情）答申第660号）

事件名：個人情報ファイル「駐屯地保全」につづられた文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求された「個人情報ファイル「駐屯地保全」に綴られた文書の全て（保有する最新のもの）。」に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月28日付け防官文第16360号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分について開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「個人情報ファイル「駐屯地保全」に綴られた文書の全て（保有する最新のもの）。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、本件対象文書は法5条1号、2号イ及び3号に該当するため、令和5年7月28日付け防官文第16360号により、法9条2項の規定に基づく原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条の該当性について

本件対象文書に記載された情報については、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、自衛隊が収集・処理した情報、情報資料に関する情報であり、これ

を公にすることにより、自衛隊の情報関心、脅威認識、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号、2号イ及び3号に該当するため、本件対象文書の全てを不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記第2のとおり、その全てが同条1号、2号イ及び3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月24日 審議
- ④ 令和6年10月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「個人情報ファイル「駐屯地保全」に綴られた文書の全て（保有する最新のもの）。」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の全部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、防衛省特定駐屯地における情報保全業務に当たって、特定部署が作成及び取得した文書であって、本件対象文書には、特定部署が収集・処理した情報及び情報伝達のための事務処理に必要な事項が記載されていることが認められる。

本件対象文書は、これを公にすることにより、防衛省の情報保全態勢及び能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の情報保全業務の適正な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長

が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美